

知事の専決処分に対する意見について

教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定によって、知事の専決処分に関し、知事に同意する旨回答することについて臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

平成25年11月28日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

1 臨時に代理した理由

知事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により専決処分をしようとする教育委員会関係の事案について、知事からの意見聴取に早急に回答する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 臨時に代理した事項

建造物損傷事故により発生した損害賠償額の決定について

3 臨時代理年月日

平成25年11月11日

4 意見聴取の内容

別紙のとおり

5 根拠規定

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

(2) 教育長に対する権限委任規則第3条

第3条 教育長は、第1条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、これを次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

6 参照規定

地方自治法

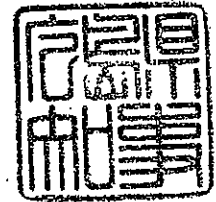
第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

平成 25 年 11 月 11 日

広島県教育委員会様

広島県知事



議案に対する意見聴取について

別紙のとおり、損害賠償の額を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

平成 25 年 11 月 11 日

広島県知事様

広島県教育委員会



議案に対する意見聴取について（回答）

平成 25 年 11 月 11 日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

報 第 号

損害賠償額の決定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第三項の規定により報告する。

平成二十五年 月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

専決処分の内容及び専決処分年月日

債 権 者	損 害 賠 償 額	専 決 処 分 年 月 日
福山市曙町四丁目二番一四号 株式会社丸総商店	九九、七五〇円	平成三五年二月一 日

(参考事項)

職員的行為によつて発生した建造物損傷事故について損害賠償の額を定めるため、専決処分をした。

(報第 号)

損害賠償額の決定について

(教育委員会)

一 専決処分をした理由

職員 の 行為 によつて 発生 した 建造物 損傷 事故 の 損害 賠償 について 示談 を する ため、そ の 損害 賠償 額 の 決定 につい て、地方 自治法 第百 八十 条 第一 項 の 規定 によ り 専決 処分 を し た。

二 専決処分の内容・専決処分年月日

債権者	損害賠償額	専決処分 年月日	事故の内容
福山市曙町四丁目二番 一四号 株式会社 丸総商店	九九、七五〇円	平成二五年 一一月一 日	平成二五年九月一七日福 山市曙町四丁目で沼隈特 別支援学校職員 の 行為 に よつて 発生 した 建造物 損 傷 事故

三 根拠法令

1 地方自治法

第百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

2 知事の専決処分事項

第九号 地方自治法第九十六条第一項第十三号の規定による法律上その義務に属する損害賠償で、その額が五百万円以下のものの額を定めること。

四 参照法令

民法

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであつたときは、この限りでない。

